

介護保険

サービスを利用するまでの手順

加齢や病気によって日常生活に手助けが必要になった時に、安心して生活を送るために介護保険サービスがあります。どのようにサービスの利用を始めるかをご紹介します。

サービスを利用できる人は ●65 歳以上の介護が必要と認定された人
●40～64 歳の「特定疾病」が原因で介護が必要と認定された人 です。

01. 相談します

地域包括支援センターや役場の窓口で、サービスなどについて相談します。

02. 申請します

役場の窓口で「要介護認定の申請」をします。
地域包括支援センターに申請を代行してもらうこともできます。

03. 要介護認定がおこなわれます

●認定調査/主治医意見書

役場の調査員が自宅に訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査などをおこないます。また、主治医に心身の状況について意見書を作成してもらいます。

●認定審査会

保健・医療・福祉の専門家5人程度で開かれる会議で、認定調査の結果と主治医意見書もとに、介護を必要とする度合いが判定されます。

04. 認定結果が届きます

認定結果は、申請から 30 日程度で町から送られてきます。

要介護1～5

要支援1・2

非該当

05. ケアプランを作成します

居宅介護支援事業者

地域包括支援センター

サービスを利用するために必要な計画書(ケアプラン)をケアマネジャーなどが作成します。

06. サービスを利用します

介護サービス

介護予防サービス

サービスの利用し利用者負担分を支払います。
介護度や収入により負担額は異なります。

●介護予防・生活支援サービス事業
●一般介護予防事業

支援が必要だと感じたら
まずはご相談ください。

問い合わせ

地域包括支援センター 9-5660
福祉健康課高齢福祉係 2-5570

